

## 事務事業評価シート【2 実施結果「DO(実施)」】における補足

### ●事業費に含まれるもの

報酬	非常勤である者の労働対価に要する経費（議員報酬、委員報酬など）
委託料	各種業務実施、施設管理運営、調査・設計・測量などを他の機関や特定の者に委託して行わせる場合にその対価として支払う経費
需用費	市の事務の執行上必要とされる物品の購入、取得及び修理等に要する経費で、一度の使用でその本来の効力を失うもの（消耗品費、燃料費、印刷製本費、複写サービス代、医薬材料費、食料費、会議の茶代、実習材料費、光熱水費、修繕料など）
役務費	市が受けた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用（郵便料金や電話料金、新聞・テレビ・ラジオ広告に要する経費、各種検査手数料、物件にかかる火災保険その他の損害保険料など）
報償費	役務の提供に対する謝礼又は報償の意味合いを持つ経費（講演会、研修会の講師に対する謝礼金など）
旅費	職務の執行に要した経費の費用弁償や、公務のための旅行に要する経費
交際費	市長又はその他の執行機関が行政執行上や市の利益のために、外部と公の交渉をするために要する経費
使用料及び賃借料	土地や車両など動産・不動産の借上、コピー機など物品の使用の対価として支払う経費、有料道路料金等
工事請負費	請負契約により工事を行う場合の工事完成者に対して支払う経費（道路、河川、堤防、溝渠、積石等の土木工事や建築物、工作物の建造など）
原材料費	市直営の工事に用原材料などの経費（市道補修用材料で、U字溝、砕石、コンクリートなど）
公有財産購入費	土地・建物等、市が公有財産として必要な不動産や権利を購入するための経費
備品購入費	机や椅子、書棚など長期に使用できる物品の購入に要する経費
負担金、補助及び交付金	<p>負担金 法令上特定の事業等について、市が当該事業等から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの</p> <p>補助金 市が、特定の事業等を育成・助長するために、公益上の必要があると認めた場合に支出するもの等</p> <p>交付金 法令等により、他の団体あるいは組合等に対して市の事務を委任又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として支出するもの</p>

扶助費	社会保障制度の一環として、生活金困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持などに支出される経費(生活保護費等)
貸付金	市が行政上の目的を達成するために、直接又は間接に現金の貸付けを行うための経費(奨学金等)
補償、補填金及び賠償金	市が行う損失補償、損害賠償に要する経費
償還金、利子及び割引料	市が地方債の元金、利子を償還することなどに要する経費
投資及び出資金	市が公益上の必要性等の理由により、債券や株式を取得するための経費や、財団法人の設立に対して支出するために必要な経費
積立金	市が特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対し支出する経費
寄附金	市が公益上の必要がある場合に、相当の反対給付を受けることなく支出する経費
公課費	市が一般私人と同様な立場にたつて、公租公課(税金)を課される場合に要する経費
繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間の予算の相互充用のために支出される経費

### ●人件費について

常勤職員	正規職員のこと
非常勤職員	臨時職員や嘱託職員、短時間勤務職員(パート)で、常勤職員よりも1年間に勤務する時間が短い職員のこと

### ●財源内訳について

特定財源	国庫支出金	国から市に対して、法令に基づくものや特定の事業実施のためなどに支出する負担金、交付金、補助金、委託金などのこと
	県支出金	県から市に対して、法令に基づくものや特定の事業実施のためなどに支出する負担金、交付金、補助金、委託金などのこと
	地方債	市が必要な財源を調達するために負う債務で、証書借入れ又は証券発行の形式をとるもの、国債の地方版といえるもの
	その他特定財源	国庫支出金、県支出金、地方債以外の特定財源で、介護保険料や下水道使用料、施設の使用料などの受益者が納入した料金を含む
一般財源	市税などの収入で使途が決められていない財源	